

茨城県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表に関するQ&A

(H30. 8. 9時点)

NO.	実施要領	問	回 答
1	第4の2	「県内に主たる事務所」を有する登録申請者とされているが、主たる事務所に営業所も含まれるのか。	<p>県内の営業所等も含まれます。 なお、県内に営業所等の事務所があることを証明できる以下の資料を申請書に添付していただきます。</p> <p>①事務所の所在地及び責任者を証明する資料 例：名刺やホームページ等の写し ②事務所の責任者の雇用を証明する資料 例：社会保険証等の写し</p>
2	第6	登録の有効期間について、認定事業主は改善計画と同期間とあるが、改善計画の満了に伴う新たな申請はいつ行うべきか。	登録の有効期間を改善計画の認定期間と合わせるため、次回の改善計画認定申請と同時に申請するようお願いいたします。
3	第7の1, 2, 3 第8	変更の届出や達成状況等は知事宛てに提出することとなっているが、農林事務所を経由せずに林政課に1部提出すればよいか。	林政課に1部提出してください。
4	第7の1, 2, 3	変更の届出に対して適合通知等を行わないのか。 また、適合しない場合は補正を求めるのか、又は取り消しとなるのか。	<p>変更の届出があった場合は、実施要領第5の4に準じて合否通知を行いたいと考えております。 また、基準に適合しない届出が提出されることは想定しておりませんが、届出内容に不備があった場合等は補正を求めることとします。 登録の取消は、実施要領第9の1に該当した場合のみと考えております。 なお、実施要領第7の2に該当する変更の届出については、義務ではありません。</p>

5	別記2（基準2）	<p>国有林にかかる事業が全体計画の過半を占める林業経営体の確認はどのように行うのか。 （根拠資料等は必要か） 過半の判断は事業面積か，素材生産量か。</p>	<p>過去3年間のいずれかの年度における素材生産業の実績（材積(m³), 面積(ha)のいずれか)のうち，国有林にかかるもの（請負事業，立木購入など）が概ね過半を占めていなければなりません。</p> <p>なお，当該規定を適用する場合には，国有林にかかる実績を証明する以下の資料を申請書に添付していただきます。</p> <p>①林業経営体名簿への登録申請書の「4. 事業量等」欄の下段に，（ ）書き内数で国有林にかかる実績を記載する。 ②上記の実績が確認できる資料の写し</p>
6	様式1 （登録申請書）	<p>「林業経営体名簿への登録申請書」の「4. 事業量等」欄における実績の事業期間について，登録申請をしようとする年の前年とあるが，前年であれば年度でも暦年でも良いのか。</p>	<p>どちらでも良いです。 経営体の会計処理上の期間に合わせて記載いただくことを想定しています。</p>